

介護老人保健施設 鷺栖の里
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）重要事項説明書
（令和6年6月1日現在）

1 施設の概要

(1) 介護保険施設サービスを提供する事業者

- ・事業者名称 社会医療法人平成記念会
- ・代表者氏名 青山信房
- ・所在地 奈良県橿原市四条町 827
- ・電話番号 0744-29-3300

(2) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 鷺栖の里
- ・開設年月日 平成27年7月1日
- ・所在地 奈良県橿原市四分町 85-1
- ・電話番号 0744-21-1600 ・ファックス番号 0744-21-1616
- ・施設長 鴻池 義純
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（2950580064号）

(3) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援する為に療養環境の調整や退所時の相談を目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

[介護老人保健施設鷺栖の里の運営方針]

ご利用いただく方の自立支援と家庭復帰を目標に、日々誠実なリハビリテーション、医療、看護、介護サービスの提供に努めます。

- ・利用者の視点に立った安心、安全、快適な日常生活を支援します。
- ・個人の尊厳を守り、その人らしい活力ある生活支援に努めます。
- ・地域社会との連携、協調、ネットワーク化を図り、住み良い、明るく元気な地

域社会環境づくりに努めます。

(4) 施設の職員体制

職	職務内容	常勤（非常勤含む）
施設長	1 施設の管理運営及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を行います。 2 従業者に、法令等において規定されている遵守すべき事項において指揮命令を行います。	1名
医師	入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。	1名以上
薬剤師	医師の指示に基づき、調剤、薬剤管理及び服薬指導を行います。	1名以上
看護職員	医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務を行います。	1名以上
介護職員	入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。	6名以上
管理栄養士	食事の献立、栄養計算等入所者に対する栄養指導等を行います。	1名以上
理学・作業・言語療法士	リハビリテーションプログラムを作成し、運動療法、日常生活動作訓練、物理的療法等の訓練を実施するほか、療養指導を行います。	1名以上
支援相談員	入所者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行います。	1名以上
介護支援専門員	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。	1名以上

(5) 通所定員 60名/日

2 サービス内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ② 送迎（通常の事業実施地域 奈良県橿原市）
- ③ 食事
- ④ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には機械浴槽で対応します。利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス

ス計画で定められた通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

利用時

間の終了に間に合わない場合に適用)

- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3 サービス実施概要

- ① 営業日：月曜日～土曜日（祝祭日も営業いたします）
- ② 営業時間：8時30分～17時15分
- ③ サービス提供時間：9時30分～16時00分
- ④ 休業日：日曜日と年末年始はお休みさせていただきます。

4 利用料金（令和6年6月1日現在）

（1）通所リハビリテーションの基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

【1時間以上2時間未満】

規模	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通常規模型	369単位	398単位	429単位	458単位	491単位
大規模型I	357単位	388単位	415単位	445単位	475単位

【2時間以上3時間未満】

規模	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通常規模型	383単位	439単位	498単位	555単位	612単位
大規模型I	372単位	427単位	4882単位	536単位	591単位

【3時間以上4時間未満】

規模	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通常規模型	486単位	565単位	643単位	743単位	842単位
大規模型I	472単位	547単位	623単位	719単位	816単位

【4時間以上5時間未満】

規模	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通常規模型	553 単位	642 単位	730 単位	844 単位	957 単位
大規模型 I	525 単位	611 単位	696 単位	805 単位	912 単位

【5時間以上6時間未満】

規模	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通常規模型	622 単位	738 単位	852 単位	987 単位	1,120 単位
大規模型 I	584 単位	692 単位	800 単位	929 単位	1,053 単位

【6時間以上7時間未満】

規模	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通常規模型	715 単位	850 単位	981 単位	1,137 単位	1,290 単位
大規模型 I	675 単位	802 単位	926 単位	1,077 単位	1,224 単位

【7時間以上8時間未満】

規模	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通常規模型	762 単位	903 単位	1046 単位	1215 単位	1379 単位
大規模型 I	714 単位	847 単位	983 単位	1,140 単位	1,300 単位

②-1 サービス提供体制強化加算Ⅰ 2 2 単位

②-2 サービス提供体制強化加算Ⅱ 1 8 単位

②-3 サービス提供体制強化加算Ⅲ 6 単位

※ 施設のサービス提供体制により②-1、②-2 又は②-3 の何れか 1 つを算定します。

③-1 リハビリテーション提供体制加算 3 時間以上 4 時間未満 (日額) 1 2 単位

③-2 リハビリテーション提供体制加算 4 時間以上 5 時間未満 (日額) 1 6 単位

③-3 リハビリテーション提供体制加算 5 時間以上 6 時間未満 (日額) 2 0 単位

③-4 リハビリテーション提供体制加算 6 時間以上 7 時間未満 (日額) 2 4 単位

③-5 リハビリテーション提供体制加算 7 時間以上 (日額) 2 8 単位

※ ご利用時間により③-1~③-5 の何れか 1 つを算定します。

④ 入浴介助加算 (Ⅰ) (日額) 4 0 単位

入浴介助加算 (Ⅱ) (日額) 6 0 単位

※ ご利用の時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

⑤-1 リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ

※ 開始日から6月以内(月額)	560単位
※ 開始日から6月超(月額)	240単位
⑤-2 リハビリテーションマネジメント加算)ロ	
※ 開始日から6月以内(月額)	593単位
※ 開始日から6月超(月額)	273単位
⑤-3 リハビリテーションマネジメント加算ハ	
※ 開始日から6月以内(月額)	793単位
※ 開始日から6月超(月額)	473単位
⑤-4 事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合	270単位

位

※ 施設のサービス提供体制により⑤-1~⑤-4の何れか1つを算定します。

⑥ 短期集中個別リハビリテーション実施加算(日額)	110単位
※ 退院・退所後又は、利用開始日から3月以内	
⑦-1 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ(日額)	240単位
※ 退院・退所後又は、利用開始日から3月以内 週2回が限度	
⑦-2 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ(月額)	1,920単位
⑧ 生活行為向上リハビリテーションじっしマネジメント加算(開始から6月以内)	1,250単位
⑨ 若年性認知症利用者受入加算(日額)	60単位
⑩ 栄養アセスメント加算(月1回)	50単位
⑪ 栄養改善加算(月2回まで)	200単位
⑫ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回限度)	20単位
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回限度)	5単位
⑬ 口腔機能向上加算(Ⅰ)(月2回まで)	150単位
口腔機能向上加算(Ⅱ)イ(月2回まで)	155単位
口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ(月2回まで)	160単位
⑭ 理学療法士等体制強化加算(日額)*1~2時間のみ加算	30単位

位

⑮ 通常の事業の実施区域を超えた地域の利用者に行った場合(加算)	5%
⑮ 事業実施地域外(中山間地域等)への通所リハビリテーションの提供 所定単位数×5%を加算(該当地域に居住されている場合はご説明いたします。)	
⑰ 重度療養管理加算(日額)	100単位
⑱ 中重度者ケア体制加算(日額)	20単位
⑲ 移行支援加算(日額)	12単位

③	若年性認知症利用者受入加算	月額	240単位
④	口腔機能向上加算（Ⅰ）（月2回を限度）		150単位
	口腔機能向上加算（Ⅱ）（月2回を限度）		160単位
⑤	退院時共同指導加算		600単位
⑥	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合		
	要支援1		-120単位
	要支援2		-240単位
⑦	栄養アセスメント加算（月1回）		50単位
⑧	栄養改善加算	月額	200単位
⑨	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回限度）		20単位
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回限度）		5単位
⑩	事業実施地域外（中山間地域等）への介護予防通所リハビリテーションの提供		
	所定単位数×5%を加算（ <u>該当地域に居住されている場合はご説明いたします。</u> ）		
⑪	一体的サービス提供加算（栄養改善及び口腔機能向上）		480単位
⑫	生活行為向上リハビリテーション実施加算		
	※開始日から6月以内（月額）		562単位
⑬	-1 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき所定単位数×86/1,	000
⑬	-2 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき所定単位数×83/1,	000
⑬	-3 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき所定単位数×66/1,	000
⑬	-4 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき所定単位数×53/1,	000
⑭	科学的介護推進体制加算（月に1回）		40単位
	※上記①～⑭までの料金は、地域区分による1単位当たりの単価の見直しにより、 <u>1単位を10,17円</u> で計算した金額を請求させていただきます。		

(4) その他の料金

①	施設を利用するうえで必要な経費	・日用品費（1日につき）	102円
		・教養娯楽費（1日につき）	102円
②	食費（1日につき）		770円
	※ ご利用の時間帯によっては、食事・おやつを提供ができないことがあります。		
③	おやつ代		220円
④	おむつ代等必要な費用は自己負担となります。		

(5) 支払方法

- ・ご利用料金は未締めとしております。前月利用料金の合計請求書を毎月10日に発行しますので月末までにお支払ください。
- ・お支払い方法は、南都銀行その他の金融機関の口座振替とします。銀行口座がない場

合は窓口での現金支払いとします。

- ・口座振替の振替日は毎月27日になります。

5 協力医院

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名称 平成記念病院
 - ・住所 橿原市四条町 827
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 平成記念病院
 - ・住所 橿原市四条町 827

6 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付対象外の利用料と位置づけられていますが、同時に施設利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としています。その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食べ物の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・喫 煙 ○施設内は禁煙です。
- ・設備・備品の利用
 - 職員に申し出てください。
- ・所持品・備品等の持ち込み
 - 所持品には全てに名前をご記入ください。
- ・金銭・貴重品の管理
 - 紛失も考えられますので、貴重品、現金の持ち込みはご遠慮ください。
- ・ペットの持ち込み
 - お断りしています。
- ・洗 濯 ○施設では行いませんのでご家族にてお願いします。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止します。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、施設利用の変更や制限することがあります。詳しくは職員にお尋ねください。

7 業務継続計画の策定

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保険施設サービスの提供

を継続的に実施するため及び非常時での体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画（BCP））を策定し、当該業務継続計画（BCP）に従って必要な措置を講じます。

- (2) 職員に対し、業務継続計画（BCP）について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画（BCP）の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画（BCP）の変更を行います。

8 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行っています。

- ① 防火管理者は営繕担当職員を当て、火元責任者には部署の代表者を当てます。
- ② 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行います。
- ③ 非常災害要の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際には防火管理者が立ち会います。
- ④ 非常災害設備には常に有効に保持するように努めます。
- ⑤ 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防団を編成し、任務の遂行にあたります。
- ⑥ 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。

・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）	年1回以上
・利用者を含めた総合訓練	年1回以上
・非常災害用設備の使用法の徹底	随時
- ⑦ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

9 虐待の防止について

当施設では、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 職員が支援にあたっての悩み等を相談できる体制を整えるほか、職員が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

- (7) サービス提供中に、当該施設職員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10 身体拘束

当施設では、原則として身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など入所者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で次に掲げることに留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防ぐことが防止することができない場合にかぎります。
- (3) 一時性・・・入所者本人または他人の生命に・身体に対して危険が及ぶことが無くなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11 秘密の保持と個人情報の保護

(1) 利用者の家族に関する秘密の保持

- ① 当施設は、利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ② 当施設及び職員は、サービス提供をする上で知りえた利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

(2) 個人情報の保護

- ① 当施設では、別紙3に定める「個人の利用目的」についての同意を得た範囲内でのみ個人情報を用いません。
- ② 利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏えいを防止するものとします。
- ③ 当施設が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写などが必要な場合は入所者の負担となります。）

12. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

13 その他

- (1) 当施設は、第三者評価機関の評価は実施しておりません。
- (2) 当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい。